

滋賀・宮町遺跡 みやまち

- 1 所在地 滋賀県甲賀郡信楽町大字宮町
- 2 調査期間 一 一九九四年(平6)八月～一九九五年三月
二 一九九五年七月～一九九六年二月
三 一九九五年十一月～一九九七年三月
- 3 発掘機関 信楽町教育委員会
- 4 調査担当者 鈴木良章・高橋加奈子
- 5 遺跡の種類 宮跡
- 6 遺跡の年代 八世紀中頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(水口)

一 第一六次調査
宮町遺跡中央西寄りに位置し、本誌第一〇号で報告した第四次調査地に近接する。今回の調査では、奈良時代の三条の溝(SD六一・一六・一六二〇八・一六二五二)から食用植物種子や祭祀遺物などの木製品・和同

銭などとともに、削屑を含め約三五〇点の木簡が出土している。

SD六一・一六は、第四次調査で木簡の出土を確認した溝の延長で、幅二・七m深さ一・〇m延長一〇・八mを測り、蛇行しながら南北方向に流れる。

埋土から出土する遺物は、上層と下層の内容や時期に差異がなく、加工木やヒノキの切株が集中的に出土することから、紫香樂宮造営中に埋没したことが考えられ、遺構の埋没時期については、出土木簡の年紀から天平一六年(七四四)前後と思われる。

SD一六二〇八・一六二五一は、幅約一・〇～一・五m深さ〇・八～一・〇mを測り、二〇・七mを隔てて平行に流れる南北溝である。

二条の溝はともに八世紀中頃に掘削され、中世まで機能しており、出土遺物の時期もほぼ同様であるとみられることから、一対のものとして使用していたことが考えられる。

木簡はいずれも溝の下層の有機物堆積層から出土し、出土遺物からみてSD六一・一六とはほぼ同時期と考えられる。

二 第一八次調査

宮町遺跡の北側西端に位置する。この場所の旧地形は、西から東にかけて谷状に落ち込んでいることが確認できた。

木簡の出土したSD一八一二〇は、この谷状の落ち込み地形で、東岸がトレンチ外で確認できないが、推定幅約一〇m前後、深さ

一・五―二・〇mをはかる。

この谷の埋土から、人為的に切断された大量の木材片が、八世紀中頃の土器や墨書土器、土馬などとともに出土し、内容不明の削屑一点が含まれる。

地形や出土遺物の検討から、この遺構の性格は、紫香楽宮造営に伴う用材加工場であったと推測できる。

三 第一九次調査

宮町遺跡の西・南側にA―Eの五つの地区を設け、一辺三―五mのグリットを計四四カ所設定した。このうち、二カ所から合計で六五点の木簡が出土している。

木簡の出土したA地区は、遺跡の西側南寄りにあたり、木簡は、奈良時代に埋め立てられた幅約一〇m深さ約一・五mの自然河川(SD二〇一〇一)の下層から、土器や食用植物種子などとともに出土した。このなかには、「大」「中」「器」「田」などの墨書土器五点が含まれている。

奈良時代の出土土器の器種構成などを検討すると、遺跡中央地区で出土した遺物群と比較して、大量量の土器が少なく、煮炊具が多い傾向が認められ、遺構の性格に差異があることを示している。

また、宮町地区の南・西側では、紫香楽宮に関連した遺構はこれまで確認されていなかった。しかし、今回の調査によって、奈良時代の遺構や遺物が確認されたことから、紫香楽宮跡の推定範囲はさらに拡大することが判明した。

8 木簡の釈文・内容

宮町遺跡の発掘調査は、一九八三年度の第一次調査以来、一九九五年度末現在で一九次におよんでいる。そのうち、木簡が出土したのは、第四次(八六年度)、第二二次(九二年度)、第一三次(九三年度)、第一六次(九四年度)、第一八次・第一九次(ともに九五年度)の各調査である。そのうち、第一二次・第一八次調査では、ともに判読できない墨付きの小片一点が出土しただけであるので、省略する。第四次調査出土木簡は本誌一〇号で、また第一三次調査の主要な出土木簡は本誌一七号で、それぞれ報告した。ここでは、第一六次、第一九次調査出土の主要な木簡について報告する。

一 第一六次調査

SD六一一六

(1) ・〈遠江国長下郡伊筑郷

・〔御カ〕 天平〔十カ〕六年七月□ (112)×20×5 039

(2) 「伊豆国田方郡棄姜郷戸主大生部綾師戸大生部□□□調鹿堅魚拾壹斤拾兩 七□ (296)×25×3 039

(15)	□宅宿祢	091
SD一六二〇八		
(16)	□所請	091
(17)	□□□…□ ^{〔部カ〕} □ ^{〔刻線〕} 門□	091
(18)	〔□冊正〕	158×25×3 011
(19)	小子部黒万呂	091
(20)	宇治越方	091
(21)	出雲□□	(99)×(31)×(2) 081
(22)	正六位…□大掾	091
(23)	天平	091
(24)	□紙	091
三 第一九次調査		
A 地区一三トレンチ整地層		
(25)	〔参河国宝飫郡望理郷〕	211×36×2 011
A 地区一六トレンチSD二〇一〇一		

(26)	〔模作郷米□ ^{〔麻呂カ〕} 〕	(112)×18×3 019
(27)	□□□御調塩二斗入一古	(215)×(15)×3 019
(28)	鑄銭□	091

(1)～(4)、(25)～(27)は荷札である。このうち(25)は、裏面に墨が認められないが、荷札とみてよからう。また、(5)も荷札の削屑であろう。(3)は上総国平群郡、(4)は阿波国勝浦郡、(26)は丹波国桑田郡のものである。(5)については、『和名抄』では河内国茨田郡・美濃国各務郡・備中国賀夜郡・讃岐国多度郡・伊予国宇摩郡・同桑村郡・土佐国高岡郡に御(三)井郷(里)がある。これまでに出土した荷札の国名は、参河国・駿河国・上総国・越前国の四方国であったが、あらたに遠江国・伊豆国・丹波国・阿波国が加わり、(5)を除けば合計八カ国となった。

このうちまず注目すべきは、(4)(26)である。これまでは、東海道と北陸道の荷札のみであったので、天平一五年(七四三)一〇月に東海・東山・北陸三道二五カ国の今年の調庸を紫香楽宮へ貢納せしめた措置に合致していた。しかし、(4)は南海道の、(26)は山陰道の国であり、この措置の対象範囲からはずれる。したがって、(5)の国名は、単純には決められなくなった。

このことは、紫香楽宮の造営と経営にあたって、東日本諸国の調

庸物のみならず、西日本諸国の物資も投入されていたことを示している。むしろ、はじめは全国の調庸などの一部が恭仁宮を介して紫香楽宮に運ばれていたのを、天平一五年分から東日本諸国の調庸などのすべてを投入することにしたのが、右の措置であったと理解すべきである。

つぎに、(4)が庸米の荷札であることも注意される。これまでに出土した荷札で、税目がわかるものは、中男作物一点以外は、すべて調であった。今回の荷札でも、(2)(7)の税目は調である。したがって、(4)は庸のはじめての事例である。

(26)は、頭部を圭頭にし、郷名と物品名とおそらくは数量を記したもので、裏面に墨は認められない。これと関連して注意されるのが、第一三次調査出土の「〔薩カ〕心太一古入三斗」である。読めないはじめの三文字は、本誌一七号では、地名・人名・税目の可能性をあげておいた。これは、切り込みを入れる点は異なるが、頭部を圭頭にし、三文字の次に物品名と数量を記し、裏に及ばない点によく似ている。両者は同類の木簡であろう。

そうすると、(26)が郷から書き始めている点を参照すると、右の木簡の三文字も、地名である可能性がでてくる。本誌一七号では、東日本諸国からの物資搬入を前提にして、常陸国久慈郡薩都郷の可能性を示唆しておいた。しかし、右述のように、紫香楽宮に運び込まれた物資は、東日本のものとはかぎらない。そうすると、阿波国那

賀郡薩麻駅の可能性も否定しきれないことになる。

(6)は、下端を尖らせたやや小型の木札の上方に、物品名だけを記したものである。その形状・大きさ・文字の部位は(7)と似ている。(7)は三文字目が読めないが、何らかの物品名である可能性がある。

(8)は、大型の木簡で頭部を圭頭にし、下端をやや尖らせている。

表裏両面に削り残りのように文字や墨痕がみえるが、最初の墨書の内容は明らかでない。表面右側のそれは一部分が切られているので、もとの材を二次整形し、もと書かれていた文字を一部削り取った上で「山背国」以下を書いたと考えられる。表の中間部分と裏の大部分の文字が読めなくなっているのも、この木簡が、何に二次利用されたのか明らかでない。

(8)に関連して想起されるのは、第一三次調査で出土した「山背国司解解」「皇后宮職職職」などと習書された木簡である。両者はともに山背国に関連する。また、(28)は鑄銭司に関する削屑であろう。

鑄銭司は、天平七年(七三五)閏一月から天応二年(延暦元年、七八二)四月までの間、山背国相楽郡岡田にあった。そうすると、これも紫香楽宮と山背国との関係を物語る史料である。さらに、(9)(20)も同様である可能性がある。これらによると、紫香楽宮が、恭仁宮のあった山背国と密接な関係にあったことは確かである。今後は、その関係の内容を検討する必要がある。

(10)・(12)は文書の削屑である。(11)と(12)は同一の材である可能性がある

る。

(16)は、「□所」が何かをどこかに請求した文書の削屑である。これによって、□所という事務部局の存在が確かめられる。第一三次調査で「造大殿□^{所カ}」と書かれた削屑と、「葬所」とある墨書土器が出土しているので、所の三つめの事例である。紫香楽宮には、いろいろな所が存在していたことがうかがえる。

(17)には「門」がみえる。『続日本紀』によると、紫香楽宮に朱雀門があったことが知られる。(17)は、それ以外にも門やそれに取り付く区画施設があったことを示す。ただし、宮全体の門か、宮内部の小区画の門かは、今後の調査の進展をまって判断したい。

(18)の第一字目は、先の尖ったもので書いたものだが、読めない。文字面の下方(四本)、裏面の下方(五本)、裏面の上方(六本)、右側面(七本)に刻線が引かれている。線刻することとその本数の意味するところは不明である。

9 関係文献

鈴木良章「滋賀・宮町遺跡」(『木簡研究』一〇、一九八八年)

鈴木良章・栄原永遠男「滋賀・宮町遺跡」(『木簡研究』一七、一九九五年)

信楽町教育委員会「宮町遺跡発掘調査報告」Ⅰ(一九八九年)

同「紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告」(一九九四年)

栄原永遠男「今よみがえる紫香楽宮」(信楽町教育委員会、一九九四

年)

鈴木良章「紫香楽宮関連遺跡の調査——宮町遺跡の調査を中心に——」(『日本歴史』五六七、一九九五年)

(117
8・97 鈴木良章
栄原永遠男)